

8.1 土壌

8.1.1 東京 2020 大会の大会開催前

(1) 調査事項

調査事項は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表8.1-1 調査事項(東京2020大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度
予測条件の状況	・ 掘削工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。 ・ 土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する計画としている。 ・ 今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において確認する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地とした。

(3) 調査手法

調査手法は、表 8.1-2 に示すとおりである。

表8.1-2 調査手法(東京2020大会の開催前)

	調査事項	土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度
	調査時点	掘削工事を行う時点とした。
調査期間	予測した事項	掘削工事中(2018年5月～2018年8月)の適宜とした。
	予測条件の状況	掘削工事中(2018年5月～2018年8月)の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	掘削工事中(2018年5月～2018年8月)の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

(4) 調査結果

1) 調査結果の内容

ア. 予測した事項

(ア) 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度

土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、2017年5月に鉛及びその化合物による汚染土壌が確認され、2017年7月に形質変更時要届出区域の指定を受けた。汚染土壌確認位置、深度毎の含有量は、図8.1-1に示すとおりである。深度0.0～0.5mにおいて、鉛及びその化合物の含有量基準150mg/kgを超える含有量800mg/kgの土壌が確認された。2018年5～8月、土地の形質の変更の実施にあたっては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施した。基準不適合の区画は、深度約0.7mまで掘削により汚染土壌を除去し、2018年9月、形質変更時要届出区域の全域が解除された。なお、掘削した汚染土壌92.45tは、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み、搬出先である場外の汚染土壌処理施設に運搬した。ダンプトラックへの汚染土壌の積み込み状況は、写真8.1-1に示すとおりである。

また、工事の実施に伴い新たな土壌汚染は確認されなかった。



写真8.1-1 汚染土壌の掘削、積み込み状況

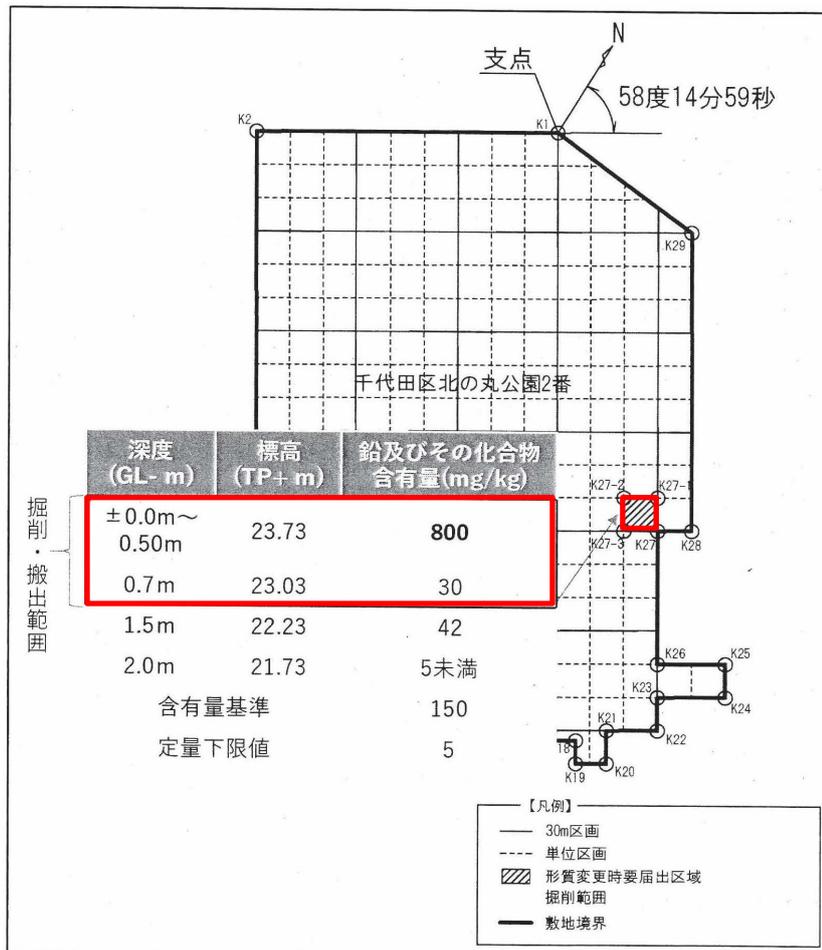
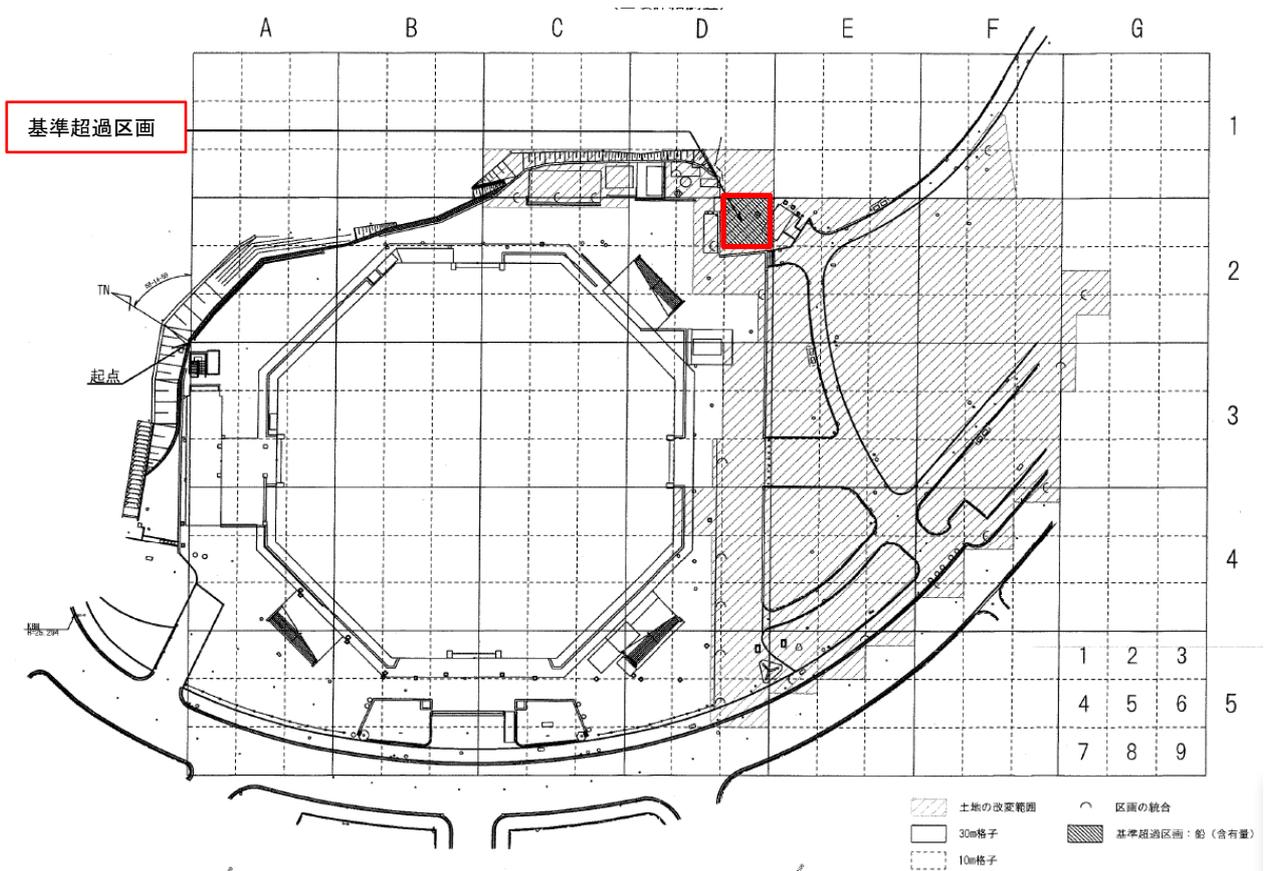


図8.1-1 汚染土壌確認位置(上)、深度毎の含有量(下)

イ. 予測条件の状況

掘削工事の実施状況は、「4. 日本武道館の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」(p.15 参照) に示したとおりである。

ウ. ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.1-3 に示すとおりである。なお、土壌に関する問合せはなかった。

表8.1-3 ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催前)

ミティゲーション	・土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。
実施状況	土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。
ミティゲーション	・土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する計画としている。
実施状況	<p>基準不適合の区画は、掘削により汚染土壌を除去し、形質変更時要届出区域の全部が解除されている。</p> <p>掘削した汚染土壌(92.45t)は、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み、搬出先である場外の汚染土壌処理施設に運搬した。</p>
	
	汚染土壌の掘削除去
ミティゲーション	・今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において確認する。
実施状況	工事の実施に伴い新たな土壌汚染は確認されなかった。

2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

ア. 予測した事項

(ア) 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度

土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、2017年5月に鉛及びその化合物による汚染土壌が確認され、2017年7月に形質変更時要届出区域の指定を受けた。汚染土壌確認位置、深度毎の含有量は、図8.1-1に示すとおりである。深度0.0～0.5mにおいて、鉛及びその化合物の含有量基準150mg/kgを超える含有量800mg/kgの土壌が確認された。2018年5～8月、土地の形質の変更の実施にあたっては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施した。基準不適合の区画は、深度約0.7mまで掘削により汚染土壌を除去し、2018年9月、形質変更時要届出区域の全部が解除されている。なお、掘削した汚染土壌92.45トンは、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み、搬出先である場外の汚染土壌処理施設に運搬した。

また、工事の実施に伴い新たな土壌汚染は確認されなかった。

以上のことから、予測結果と同様に、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策が実施されたと考える。